

令和6年門審第23号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年5月27日09時55分

福岡県相島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船A	モーターボートB
総 ト ン 数	19トン	1.7トン
登 録 長	17.48メートル	5.71メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	736キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設け、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側にレーダー及びGPSプロッターを備え、まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.1メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、令和5年5月26日18時30分福岡県大島漁港を発し、僚船5隻とともに福岡県大島北西方沖合6海里の漁場に向かった。

a受審人は、19時00分目的の漁場に到着して操業を行い、漁獲物を積み込んだ後、僚船から甲板員1人を乗せ、翌27日04時00分同漁場を発進し、福岡県博多漁港に到着して漁獲物の水揚げを終えた後、09時00分同漁港を発して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、漁場に到着してから夜通しの操業を行い、疲労が蓄積した状態であった。

a受審人は、1.5海里レンジのコースアップ表示としたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、福岡湾を北上した後、周囲に他船を認めなくなったことから、09時35分少し前筑前相島灯台（以下「相島灯台」という。）から228度（真方位、以下同じ。）5.5海里の地点で、針路を033度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,300にかけ、16.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、舵輪後方の座椅子に腰を掛けた姿勢で見張りをを行い、09時40分相島灯台から233度4.2海里の地点に達したとき、疲労が蓄積したうえ、周囲に他船を認めなくなったことから、気が緩んで眠気を催したが、もう少しで大島漁港に到着するので、居眠りすることはないものと思い、座椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、同じ姿勢のまま続航し、いつしか居眠りに陥り、09時52分相島灯台から281度1.6海里の地点に至ったとき、正船首1,530メートルのところに、漂泊中のBが存在し、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、Bを避けずに進行し、09時55分相島灯台から312度1.5海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの左舷船尾部に、後方から78度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操縦区画を設け、同区画前部中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッター及び機関操縦レバーを備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和5年5月27日06時00分福岡県奈多漁港を発し、同港北方沖合1海里の釣り場に向かった。

b 受審人は、06時10分目的の釣り場に到着して釣りを行った後、09時20分釣果を求めて相島西方沖合の釣り場に向けて玄界灘を北上し、09時40分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、操縦区画の右舷側で竿を出して釣りを行っていたところ、09時42分左舷方にAを初めて認めた。

09時52分b受審人は、衝突地点で、船首が315度を向いていたとき、Aが左舷船尾78度1,530メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、09時55分僅か前左舷至近に迫ったAを認め、機関を前進にかけたものの、効なく、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、左舷船尾部外板に亀裂等を生じたが、のち修理され、b受審人が頸椎捻挫等を、B同乗者が腰部打撲傷等をそれぞれ負った。

（航法の適用）

本件は、相島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係について規定した条文がないので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、相島西方沖合において、航行中のAが、居眠り運航の防止措置が不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避ける

ための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、相島西方沖合において、大島漁港に向けて航行中、疲労が蓄積したうえ、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航に陥ることのないよう、座椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、もう少しで大島漁港に到着するので、居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、漂泊中のBを避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせ、b 受審人及びB同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、相島西方沖合において、釣りのため漂泊中、左舷方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月19日

門司地方海難審判所

審判官 管

啓 二